

特定農薬（特定防除資材）の検討の現状について

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

I 特定農薬制度について

農林水産省は、平成14年に発覚した無登録農薬の販売・使用問題を契機として、同年の臨時国会において農薬取締法を大幅に改正し、農薬の製造・使用等に関する規制を強化した。しかしながら、農家が自家製造して使用している防除資材などで、原材料から見て明らかに安全上問題のないものにまで登録の義務を課すことは、過剰規制となることから、法改正に併せて、「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」（特定農薬）については、農薬登録を不要とする制度を新設した。

特定農薬の指定にあたって、農林水産省および環境省は、農業生産現場で使用されている農業資材についての実態調査（平成14年11月～12月）を実施した。その結果、全国から約740種の資材に関する情報提供を得た。

これらの提供された情報を基に、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会および中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会合同会合（以下、「合同会合」という。）で特定農薬としての指定の可否について審議を行い、平成15年3月に「重曹」、「食酢」および「使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵」の3種を特定農薬として指定した。

なお、合同会合において特定防除資材に該当しないとされた資材については、「特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて」（平成16年4月23日付け15消安第7436号・環水土発第040423001号農林水産省消費・安全局長、環境省環境管理局水環境部長連名通知。）において、農薬として使用するにあたり農薬登録が必要な資材、農薬に該当しない資材として取り扱うこととした。

II 特定農薬の検討対象としない資材について

上記以外の資材については、特定農薬としての判断が保留されたため、適切な判断を下せるようこれら資材の

安全性および使用実態に関してさらなる情報収集を行い、それを基に合同会合で審議を行ってきた。

その結果を踏まえ、判断が保留されていた資材のうち特定農薬の検討対象としない資材を、

- ・名称から資材が特定できないもの（別表1）
- ・資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜および水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの（別表2）
- ・法に規定する農薬の定義に該当しないもの（別表3）

に分類して示した（「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について」平成23年2月4日付け22消安第8101号・環水土発第110204001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下、「平成23年局長通知」という。）概要については図-1参照。）。また、引き続き特定農薬の検討対象に残った35種の資材（以下、「検討対象資材」という。）を表-1に示す。

III 特定農薬の指定に関する審議状況

農林水産省および環境省は、合同会合における議論を踏まえ、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」（平成16年3月1日付け消安第6522号・環水土発第040301001号消費・安全局長、環境省水環境部長通知。平成21年一部改正）において、特定農薬を指定するにあたって必要な薬効および安全性に関する評価の考え方や指定に係る手続き、評価に必要な資料等を定めている。

これまでに、必要な資料の提供を受け、合同会合で審議が行われた資材は以下のとおりである。

- ・木酢液
- ・電解次亜塩素酸水
- ・焼酎
- ・ウェスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液
- ・ヒノキの葉
- ・エチレン
- ・細葉山紫蘇抽出液

なお、審議の詳細な情報は、農業資材審議会のホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/index.html>）を参照願いたい。

<p>別表1 名称から資材が特定できないもの 廃油, 高分子ポリマー, 香料, 乳化剤, 粘着剤, 安定剤, 防腐剤, 保存剤等</p>
<p>別表2 資材の原材料に照らし, 使用量や濃度によっては農作物等, 人畜および水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用方法によっては人畜または水産動植物に対する安全性に懸念がある資材 ホルムアルデヒド, ナフタリン, ホウ酸, 除虫菊, たばこ抽出物, 石油等 ・人畜に有害な昆虫 オオスズメバチ, キアシナガバチ等 ・文献等により, 毒性を有している可能性があると考えられる資材 ひとで, 悪茄子, ツバキ油かす, 木酢タール, 大豆サポニン等
<p>別表3 法に規定する農薬の定義に該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理的防除 熱湯, UVカットフィルム, 地中加温等 ・肥料(成分が植物に吸収されて栄養的にはたらくもの) 塩化カルシウム, ケイ酸カルシウム, 硫酸マンガン等 ・その他提供された情報の通りの目的・方法で使用される限りにおいては, 農薬に該当しないと判断される資材 アイガモ, アヒル, イタリアングラス, マリーゴールド, 寒天, くず米, にがり等

図-1 特定農薬の検討対象としない資材について(概要)

IV 今後の進め方

合同会合において次のステップへ進めることになった焼酎, エチレンについては, 食品安全基本法第24条第1項第2号に基づき, 内閣府食品安全委員会が食品健康影響評価を行い, その評価結果を踏まえ, 農業資材審議会農業分科会において特定農薬として指定することの可否を審議することとなる。

なお, その他の資材についても, 評価指針に基づく薬効・安全性に関する情報が提供され, 評価に必要な資料が整えば, 今後, 合同会合で審議することになる。一方, 検討対象資材について, 今後, 特定農薬の指定の検討に必要な情報が何ら提供されない場合には, 情報提供者に確認のうえ, 検討対象資材から除外することとする。

そのため, 今後の特定農薬の指定に向けた審議に資するため, 焼酎, エチレンを除く検討対象資材の使用実態

や安全性に関する情報があれば, 「特定防除資材(特定農薬)の指定に関する資料を提供する際の資料概要の様式及び記入例について」(平成21年11月5日付け21消安第8305号環水土大土発大091105001号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長, 環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知)に基づき農薬対策室あて提供していただくようお願いする。

V 農薬取締法に基づく製造, 販売, 使用の規制について

農薬取締法において, 「農薬」とは, 農作物等を害する病害虫の防除に用いられる殺菌剤, 殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤, 発芽抑制剤その他の薬剤と定義されており, 特定農薬を除いて, 農林水産大臣による登録を受け, 農薬の容器または包装に登録番号などを表示したも

表-1 特定農薬の指定の検討対象とする資材一覧

資材	資材
アミノ酸全般	ネギの地上部
イギス海藻（サンゴ海藻）	ビール類酵母分解物
インスタントコーヒー	ヒノキチオール、ヒバ油
インドセンダンの実・樹皮・葉	ヒノキの葉
インドール酢酸	ヒバの葉
ウエスタン・レッド・シーダー（ヒノキ科ネズコ属樹木）	ホソバヤマジソ（シソ科）
エチレン	ワサビ根茎
カイネチン	苦楝皮（クレンビ：センダンの樹皮）
甘草（マメ科カンゾウ）	月桃（ショウガ科ゲットウ）
酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液	電解次亜塩素酸水
粉ミルク（スキムミルクを含む）	酒類（焼酎、ビール、ウイスキー、日本酒、ワイン）
米糠	食用デンプン類（ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン）
弱毒ウイルス	食用菌類（シイタケ、食用きのこ菌）
ショウガ	食用天然ハーブ精油
食用植物油（サラダ油を含みツバキ油を除く）	陳皮（ミカンの皮）
デキストリン	糖類（糖アルコール、糖タンパク質および少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール（ソルビット）は除く）
二酸化チタン	木酢液、竹酢液
ニンニク	

のでなければ、製造、輸入、販売または使用してはならない等の規制が設けられている。

したがって、農林水産大臣による登録を受けないままに農薬としての効果効能を標榜している薬剤で、特定農薬でないものは、無登録農薬として取締りの対象となる。ただし、検討対象資材については、「農薬取締法の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成15年3月13日付け14生産第10052号農林水産省生産局長通知）第2の3の(2)に基づき、「使用者自らが農薬と同様の効果効能があると信じて使用するものは取締りの対象としないこと」としている。当然ながら、これらの資材が農薬としての効果効能を標榜して製造・販売される場合には、これまで同様取締りの対象となる（「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成19年11月22日付け19消安10394号農林水産省消費・安全局長通知））。

上記Ⅱで述べたとおり、平成23年局長通知の別表1および別表2に掲げる資材は、今般、特定農薬の検討対象から除外することとしたので、今後は、これらの資材を使用者自らが農薬と同様の効果効能があると信じて使用する場合であっても取締りの対象となる（「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材に関する指導について」（平成23年2月4日付け22消安第8102号消費・安全局農産安全管理課長通知））。特に、別表2に掲げる資材は、使用方法によっては、農作物、人畜または水産動植物に害を及ぼすおそれがあることから、取締りを強化していくこととする。

なお、別表3に含まれる資材は、情報提供された使用方法などから見て農薬取締法に規定する農薬の定義に該当しないと判断されたものであるが、農薬としての効果効能を標榜して製造・販売される場合には、同様に指導・取締りの対象となるので、ご注意願いたい。

農林水産省プレスリリース（23.8.16～23.9.15）

農林水産省プレスリリースから、病害虫関連の情報を紹介します。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan> の後にそれぞれ該当のアドレスを追加してご覧下さい。

◆ 平成23年度病害虫発生予報第7号の発表について（9/8）

/syokubo/110908.html